



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

台湾商標法第32条第3項規定の処理原則

2012.10.04 公布

「出願人が故意によらず、前項に定める期間内に納付しなかった場合で、納付期間満了後6ヵ月以内に、登録料の倍額を納付することができ、納付後、商標責任官庁がこれを公告する。但し、この期間内に第三者の登録出願又は商標権の取得に影響を与えるときは、これを行うことができないものとする」との台湾商標法第32条第3項の規定について、係る商標の原状回復の処理原則を各界に了解して頂くため、茲に次の通りに説明する。

一、商標の原状回復申請は、申請可能な6ヵ月以内に行わなければならない、登録料を規定期限内に納付できなかった理由を釈明すると共に、登録料の倍額を納付しなければならない。商標の原状回復申請案件は、台湾知的財産局の商標権組第1科が審理することとなる。

二、申請可能な6ヵ月を超過してから原状回復を申請する場合は、受理できないものと見做す。原状回復申請の理由釈明又は登録料の倍額納付（納付額が不足の場合を含む）の規則を順守しなかった場合、所定期間内に補正手続を提出するよう申請人に通達する。登録料倍額納付に係る追納補正の期限は原状回復申請可能な6ヵ月間を超過してはならない。補正手続を提出しない場合、受理できないものとする。

三、審査結果により、対応措置が次の通りとなる。

（一）第三者の権益に影響を与えない場合

商標法第32条第3項の但し書規定に該当しないとの審査結果であれば、登録公告へ推進できるよう直ちに着手処理し、且つ登録公告が掲載される商標公報の期日を原状回復の申請人に書面通達する。

(二) 第三者の権益に影響を与える場合

商標法第32条第3項の但し書規定に該当するとの審査結果であれば、その旨原状回復の申請人に通達し、通達受領後1ヵ月以内に意見陳述を提出するよう要請する。

1. 原状回復の申請人が行った意見陳述の内容が認められた場合、前記三の(一)の措置によって対処する。
2. 原状回復の申請人が意見陳述を提出しなかったか、或いは意見陳述の内容が認められなかった場合、不受理処分が下された旨原状回復の申請人に通達し、且つ登録料の納付領収書写しを添えて払い戻し手続を別途請求するよう明文通知する。原状回復の申請人が処分に対して不服である場合、法によって救済を提起することができる。

四、原状回復申請案が商標法第32条第3項の但し書規定の第三者の権益に影響するか否かについて審査を行う際、商標登録出願案件の構成文字／図形に対する分析や商品コード点検等基本作業を完成させるには約2ヵ月の期間を要するため、原状回復申請案の審理所要期間は約3ヵ月間となる。

五、定める2ヵ月の登録料納付期間満了後に登録料を通常金額のみ納付した出願人に対しては、原状回復の申請案件と同様に扱われるため、本局は原状回復申請可能な6ヵ月以内に理由積明及び登録料の倍額追納を提出するよう出願人に書面通達し、且つ登録料の初回納付日を原状回復の申請日とし、本処理原則によって審理する。